### 新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市(以下、「本市」という。)の家庭部門における温室効果ガス排 出量の削減を推進すること等を目的として、再生可能エネルギー設備等の導入に要する 費用の一部を補助する住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金(以下「補助金」 という。)の交付に関し、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。)に 定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。
  - (1) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
  - (2) 定置用蓄電池 太陽光発電設備または燃料電池等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器のうち、容易に持ち運びができるポータブル型を除く定置型のものをいう。
  - (3) V2H充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドラインV2H AC版 DC版」に基づく検定に合格しているものをいう。
  - (4)燃料電池(エネファーム) 都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コージェネレーションシステムをいう。
  - (5) 住宅 本市の区域内(以下「市内」という。)に現に存する専ら居住の用に供する 独立した1棟の建築物
  - (6) 戸建住宅 住宅のうち、1の住戸を有する建築物(店舗、事務所その他居住の用に供する部分以外の部分がある建築物で、延べ床面積の過半が居住の用に供されているもの(以下「併用住宅」という。)を含む。)。

#### (補助金の交付対象)

- 第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。) は、市内の住宅に、別表第1に定める再生可能エネルギー設備等(以下「対象設備」とい う。)を設置する事業とする。
- 2 補助金の交付の対象となる住宅は、戸建住宅とし、第11条に規定する実績報告書の提出までに新築工事が完了するものを含む。

- 3 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。
  - (1) 本市に住民登録を行っている又は第11条に規定する実績報告書の提出までに行う予定の者。
  - (2) 自ら居住又は第11条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定の住宅の 敷地内において、居住の用に供する部分(別棟の車庫や倉庫等を除く。)に使用する ための対象設備を設置する個人(以下「申請者」という。)。
  - (3) 前号に掲げる住宅に申請者以外の所有者が要る場合、他の所有者から補助事業の実施について承諾を受けた者。
  - (4) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人(別記様式第1号第三面及び 領収書において市内の所在地が確認できるものに限る。)又は市内に住所を有する個 人事業主に対象設備の設置工事を発注し、補助事業を行う者。
  - (5) 交付決定を受けた後に対象設備の設置工事に着手する者。
  - (6) 申請年度の3月15日(本市の休日である場合は同日前直近の開庁日)までに、第 11条に規定する実績報告書を提出する者。ただし、災害その他やむを得ない場合は 除く。
  - (7) 市税の滞納がない者(ただし、第11条に規定する実績報告書の提出までに新築工事が完了する住宅に市外から転入する者を除く。)。

### (補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 補助金の交付は、別表第2に定める対象設備ごとに、第3条第2項に掲げる一の住宅に つき1回を限度とする。ただし、対象設備が異なる場合はその都度交付ができるものとす る。

### (申請者の責務)

- 第5条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。
- 2 この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

#### (交付希望者確認期間)

- 第6条 市は、補助金の申請前に、交付希望者確認期間を設けることができる。
- 2 補助金の交付を希望する者(以下「交付希望者」という。)は、別途定める交付希望者 確認期間内に補助金交付希望書を市長に提出しなければならない。なお、交付希望者は本 要綱に定める申請者の条件を満たす者でなければならない。
- 3 市は、交付希望者の中から交付候補者を決定しその旨を通知しなければならない。
- 4 市は、補助金の交付想定総額が予算の範囲に収まらない場合は、抽選等により交付候補者を決めることができる。この場合、一定数の補欠交付候補者を決めることができる。

- 5 市は、交付候補者が第7条に定める期間に交付申請を行わない場合、交付候補者の資格 を取り消すことができる。
- 6 市は、前項の場合又は第9条第1項において補助金不交付決定がなされた場合は、補欠 交付候補者の中から予算の範囲内で交付候補者を追加で決定することができる。

### (補助金の交付申請)

- 第7条 申請者は、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 第6条に規定する交付希望者確認期間を設けた場合は、交付候補者のみが申請者となり、その場合、市が別途定める期限までに、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 災害その他やむを得ない事情により当該年度の前年度に補助事業を廃止した者が、当 該年度に改めて申請を行う場合、その事業内容に変更がない場合に限り、申請に係る添付 書類を再使用することができる。

### (事務手続の代行)

第8条 交付希望者又は申請者は、補助金の交付希望又は申請に係る事務の手続きを第三 者に代行させることができる。

#### (補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付(不交付)決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため に必要な条件を付すことができる。

### (補助事業の廃止)

- 第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに廃止 承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止 を承認したときは当該承認に係る補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・ 交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、別途定める期限までに実績報告書を 市長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告内容の審査 及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定をした額の範囲内にお いて補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により補助事業者に通知し、補助金 を交付するものとする。

### (補助金の交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書により、 補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の返環)

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書により期間を定めてその返還を命ずるものとする。

### (関係書類の整備及び保存)

第15条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿 を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

### (財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、対象設備を別表第3に定める法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、所有権を譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。
- 2 補助事業者は、やむを得ず前項に規定する管理を行うことが困難となる場合には、相 続人等(相続や売買等により対象設備の所有権を移譲された者)に引き続き善良なる管 理者の注意をもって管理させるよう努めるものとする。

(協力)

第17条 市長が必要と認めたときは、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができ、かつ補助事業者は可能な限り協力すること。

(様式および提出方法)

第18条 本要綱に定める申請、実績報告及びその他の提出に係る書式および添付書類を 別に定める。なお、本市の電子申請による提出方法の場合は、各様式に準じた様式に代え るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

対象設備	機器の要件		
太陽光	(1)発電した電力を全量自家消費するもの又はその余剰電力を売電する		
発電設備	もの。		
	(2)太陽電池パネルが一般財団法人電気安全環境研究所その他の中立か		
	つ公正な第三者機関による認証を受け、その性能及び安全性に対する高		
	い信頼性が実証されたものであること。		
	(3) 未使用のもの(中古品、リース品は対象外とする。)。		
	(4)発電出力が 10kW 未満 (JIS 等に基づくパネル公称最大出力の合計		
	とする。ただし、余剰電力を売電するものにあっては、電気事業者が発		
	電電力 10kW 未満であることを認めた場合を含む)		
定置用	(1) 容易に持ち運びができるポータブル型を除く、定置用であること。		
蓄電池	(2) 環境省が実施する「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・		
	ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象機器であること。		
	(3) 未使用のもの(中古品、リース品は対象外とする。)。		
	(4) 実績報告を行う日までに太陽光発電設備または燃料電池に接続す		
	ること。		
V 2 H	(1)経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向		
充放電設備	けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」におけるV2H充放電設		
	備の補助対象機器であること。		
	(2) 未使用のもの(中古品、リース品は対象外とする。)。		
燃料電池	(1)都市ガス又はLPガスから水素を製造し、大気中の酸素との化学		
(工ネ	反応により発電した電気の供給や、発電時の排熱を利用した給湯を主		
ファーム)	目的とし、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成されるもの。		
	(2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器であるもの。		
	(3) 未使用のもの(中古品、リース品は対象外とする。)。		

## 別表第2 (第4条関係)

対象設備	補助金の額
太陽光発電設備	2万円×最大出力(kW) 上限10万円
	※最大出力は JIS 等に基づくパネル公称最大出力の合計(小数点
	2 桁未満切捨て)とし、千円未満の端数は切り捨てる。
定置用蓄電池	1万円×蓄電容量(kWh) 上限10万円
	※蓄電容量は小数点以下2桁未満切捨てとし、千円未満の端数は
	切捨てる。
V 2 H充放電設備	定額10万円
燃料電池	定額5万円
(エネファーム)	

## 別表第3(第16条関係)

		対象設備	年数
Ī	(1)	太陽光発電設備	17年
	(2)	定置用蓄電池	6年
	(3)	V 2 H充放電設備	5年
Ī	(4)	燃料電池(エネファーム)	6年

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

### 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

### 対象設備とその情報

対象設備		メーカー名	製品型番
(該当設備に✔)			(登録型番と製品型番が違う場合は、登録型番も併記のこと)
	太陽光	※パネルメーカー	
	発電設備		
	定置用		※製品型番及び ZEH の登録型番
	蓄電池		
	V 2 H		
	充放電設備		
	燃料電池	※燃料電池ユニット	
	(エネファーム)		

## 補助金申請額(該当する項目に記入ください)

項目	出力	補助率	補助金額
太陽光	・	×2万円 /kW	, 0 0 0 円 千円未満切捨 上限10万円
蓄電池	・ kWh 少数点第2位未満切捨	×1万円 /kWh	, 0 0 0 円 千円未満切捨 上限10万円
V 2 H	定客	頁10万円	, 0 0 0 P
燃料電池	定客	頁 5万円	
	補助金額 合計		, 0 0 0 P

## 申請者・住宅の情報を記入ください。

設	置址	易所	新潟市	区		
居	生の種	重 別	□ 居住	□ 居住予定		
住	宅の	種 別	□ 専用住宅	□ 併用住宅・併用住戸 ※延ぐ床面積の過半が居住の用に供しているものに限る		
新	既《	の別	□ 新築住宅	□ 既存住宅		
着手	三予定年	三月日	年	月 日 ※補助対象設備の工事着手予定日を記入		
報台	告予定年	<b></b> 手月日	年	月 日 ※実績報告提出予定日を記入		
			きを代行者に委 <sup>施工者が、市内事業</sup>	任する場合は以下もご記入ください。 者であること。		
手	住所	所	T -			
続代	会	社 名				
行者		ふりがな		電話番号		
	担当	省者名		Eメール		

### 補助申請に関する確認事項

下記項目にチェック**✓**を記入してください。**✓**できない場合は、補助対象要件とならないため交付希望を受け付けできせん。

確認項目		
要綱に定める事項及び関係法令を遵守します。		
補助対象工事は市内事業者が施工します。		
設置する住宅に、過去に本補助金の交付を受けた同種設備はありません。		
工事完了後速やかに実績報告書を提出します。また遅くとも令和8年3月13日までに実績報告		
書を提出しなかった場合は、補助金が取消されることを理解しています。		

新潟市長 印

## 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金交付(不交付)決定通知書

標記補助金について、次の通り交付(不交付)を決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容(不交付の場合はその理由)

交付決定日及び	
交付決定番号	
設置場所	
補助対象設備	□ 太陽光発電設備
<b>*</b>	□ 定置用蓄電池
	□ V2H充放電設備
	□ 燃料電池 (エネファーム)
交付決定額	
(不交付の理由)	

※補助金の交付決定をした設備には☑を付けています。

### 2 交付条件

- (1) 工事が完了した後速やかに実績報告書を提出すること。
- (2) 上記交付決定額は申請段階における見込み金額であり、交付する補助金額については交付決定額の範囲内において、実績報告を受けた後、市長が確定するものとする。
- (3) 補助事業を廃止しようとするときは、市長に廃止承認申請書を提出すること。

## 別記様式第3号(要綱第10条関係)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒 住 所 よりがな 氏 名 電話番号

## 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 廃止承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定のあった標記補助金について、次の とおり補助事業を廃止したいので申請します。なお、本申請書に記載の事項に相違ありませ ん。

- 1 設置場所
- 2 廃止の理由

新潟市長 印

# 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 廃止承認・交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金事業について、その廃止を承認し、次の通り補助金の交付の決定を取り消したので通知します。

記

1 補助金の交付決定の取り消し

交付決定日及び	
交付決定番号	
設置場所	
補助対象設備	□ 太陽光発電設備
*	□ 定置用蓄電池
	□ V2H充放電設備
	□ 燃料電池 (エネファーム)
交付決定額	
交付決定取消額	

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

# 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった標記補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

項目		
交付決定額	0 0 円 交付決定通知書に記載の額	
補助対象設備	□ 太陽光発電設備 □ 定置用蓄電池 変更があった場合は、変更後の設備 □ V2H充放電設備 □ 燃料電池 (エネファーム)	
交付算定額	交付決定額または変更後の補助金額の 0 0 円 いずれか小さい額 ※変更がある場合は申請書該当箇所を添付	
着手年月日	令和 年 月 日 交付決定日以降の設置工事に着手した日	
完了年月日	令和 年 月 日 設置工事完了日または支払完了(領収)日 のいずれか遅い日	
	□銀行 □信用組合 金融機関名 □信用金庫 支店	110

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名		□銀行 □信用組合 □信用金庫 □( )	支店
	預金種類 口座番号	□普通□当座	第 ※右詰めで記入してください。	号
	フリガナ			
	名義人			

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

新潟市長 印

# 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定番号	
交付決定額	
確定額	

令和 年 月 日

様

新潟市長 印

# 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した標記補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1. 取消の内容

工事場所	
交付決定額	円
交付決定取消額	円

2. 取消の理由

令和 年 月 日

様

新潟市長 印

# 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で交付決定を取り消した標記補助金について、次のとおり返還を命じる。

記

- 1 返還額
- 2 返還期限
- 3 返還理由

## 別記様式第9号(要綱第6条関係)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒 住 所 よりがな 氏 名 電話番号

## 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金交付希望書

申請者の資格を満たしており、標記補助金の申請を希望します。

記

### 補助金申請予定額(該当する項目に記入ください)

項目	公称最大出力値または最大蓄電容量	補助率	補助金額
太陽光 発電 設備	・ kW パネル合計 10kW 未満 少数点第2位未満切捨	×2万円 /kW	,     0     0     0     P       千円未満切捨     上限10万円
定置用蓄電池	・ kWh 少数点第2位未満切捨	×1万円 /kWh	,       0       0       0       P         千円未満切捨       上限10万円
V 2 H		定額	設置する場合は定額10万円
燃料電池		定額	、       0       0       0       円         設置する場合は定額5万円
補助申請予定金額 合計			, <b>0 0 0</b> 円 千円未満切捨

### 手続代行者(申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください)

手続代行者の住所	₹		
	新潟市	区	※市内事業者であること
会社名			
担当者名 (フリガナ)			
電話番号			
E-mail			

## 建物・工事情報

設置場所	新潟市	ζ.
居住の種別	□居住	□居住予定
住宅の種別	□専用住宅	□併用住宅 ※延べ床面積の過半が居住の用に供しているものに限る
新既の別	□新築住宅	□既存住宅
着手予定日	令和 年	月  日
完了予定日	令和 年	月日

## 補助申請・交付希望に関する確認事項

すべての項目にチェック**✓**を記入してください。**✓**できないものがある場合は、補助対象要件とならないため交付希望を受け付けできせん。

確認項目	
この申請が補助申請のためのエントリーであり、クジ等で抽選され、一部または全部の設備が落選の可能性があ	
ることを理解しています。また、当選後は当選した設備についての補助申請書を直ちに提出します。	
要綱に定める事項を遵守します。	
補助対象工事は市内事業者が施工します。	
設置する住宅に、過去に本補助金の交付を受けた同種設備はありません。	

## キャンセル待ちについての確認事項(希望者のみ)

抽選で落選した場合に、キャンセル待ちにエントリーを希望する場合は、下記の注意事項を確認のうえ**√**を入れてください

確認項目	確認欄
・キャンセル待ちを希望します。	希望す
・他の候補者の申請後の判断となるため、概ね11月まで対象設備の工事着工できないことに同意します。	る場合
それ以前に対象設備の工事を始めた場合は、補助金の申請はできないことを承知しています。	
・キャンセル待ちとなっても、予算状況により補助申請できない場合があることに同意します。	

新潟市長

(公印省略)

## 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金申請への当選(一部当選)(落選)通知書

年 月 日付で希望申請のあった標記補助金について、次の通り申請することへ当選(一部当選) (落選) しましたので通知します。

記

1 当選(一部当選)の内容(落選の場合はその通知)

	*>  170 (48 55 %) 11 (8 C *> 70 76)	
当選者の番号		
(落選の場合はそ		
の旨の通知)		
設置場所		
申請可能設備	□ 太陽光発電設備	円
及び 申請可能額	□ 定置用蓄電池	円
中前り形領※	□ V2H充放電設備	円
	□ 燃料電池 (エネファーム)	円
	合計	円

※補助金の交付申請が可能な設備には☑を付けています。

## 2 交付申請の注意事項

- (1) 本通知受領後速やかに交付申請を提出すること。
- (2) 令和 年 月 日までに交付申請がない場合は、当選資格を取り消すものとする。
- (3) 本通知は、補助金の交付を確約するものではない。

新潟市長

(公印省略)

## 住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 補助金申請の補欠通知書

年 月 日付で希望申請のあった標記補助金について、補欠交付候補者(キャンセル待ち)となりましたので通知します。

記

1 補欠交付候補者 (キャンセル待ち) の内容

補欠候補者の番号	
対象設備	□ 太陽光発電設備
<b>※</b>	□ 定置用蓄電池
	□ V2H充放電設備
	□ 燃料電池 (エネファーム)

※対象となった設備には☑を付けています。

### 2 注意事項

- (1)他の申請者の確認が完了する令和 月 日まで対象設備の工事に着手しないでください。 (配管や架台など周辺工事は施工してかまいません)
- (2)繰り上げ当選した場合は、市から連絡いたします。 令和 月 日に連絡なき場合は、落選したものとします。